

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和 5年 6月 9日

群馬県知事 殿



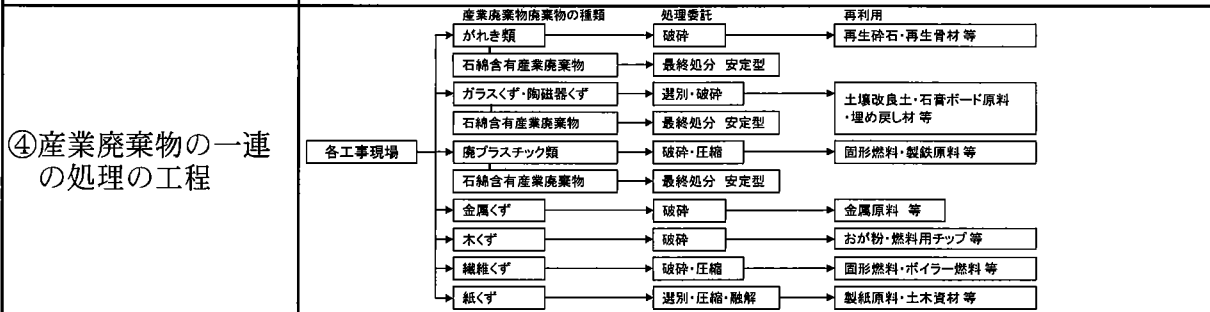
提出者 〒375-0024
 住 所 群馬県藤岡市藤岡1848番地の1
 氏 名 株式会社塚本工務店
 代表取締役 塚本 浩史
 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
 電話番号 0274-23-1212

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

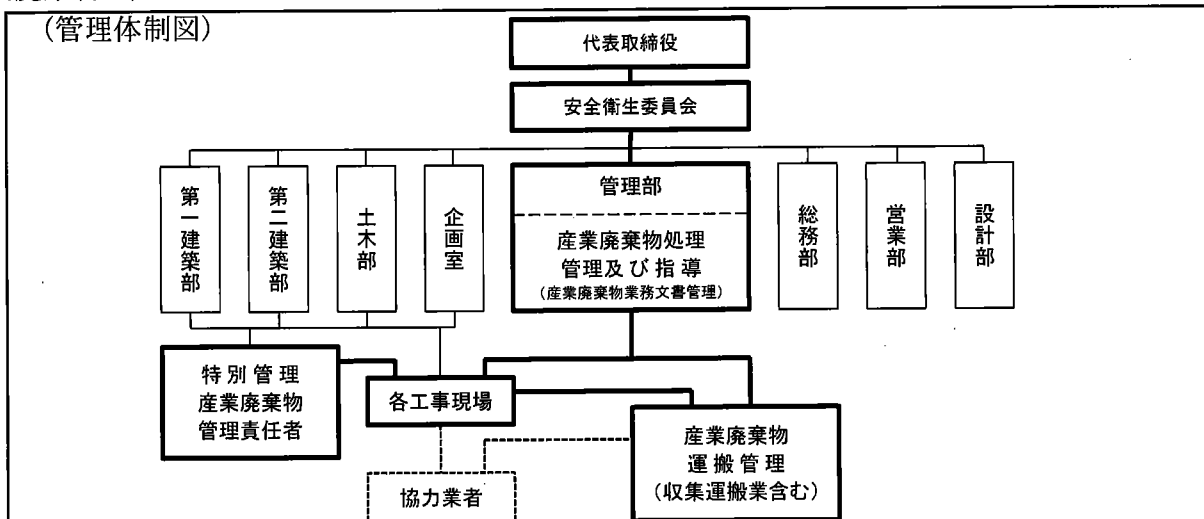
事業場の名称	群馬県内の工事現場
事業場の所在地	群馬県内一円（前橋市、高崎市を除く）
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	総合工事業
②事業の規模	元受工事完成高 20億
③従業員数	56名



産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類
	排出量	0.97 t	97.35 t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類
	排出量	0.8 t	87 t
	(今後実施する予定の取組)		

- 建設混合廃棄物の減量化及び適正処理のため、各工事現場ごとに排出時の分別を検討及び実施した。
- 適正な処理を継続するため、管理の徹底及び各現場担当者の指導を実施する。
- 処理業者と排出時の分別方法等、排出抑制に向けた協議を行う。

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) <ul style="list-style-type: none"> 金属くず、がれき類、廃石膏ボードの分別処理を実施した。 各工事現場内で分別が難しい場合、中間処理業者に分別委託し再生及び減量化を推進した。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) <ul style="list-style-type: none"> 建設混合廃棄物の中で割合の多い、木くず、紙くず及び廃プラの分別割合を増やすよう検討する。

紙くず	木くず	繊維くず	金属くず
88.31 t	116.25 t	0.16 t	49.46 t

紙くず	木くず	繊維くず	金属くず
80 t	105 t	0.1 t	45 t

ガラスくず・コンクリート くず及び陶磁器くず	がれき類		
286.81 t	902.87 t	t	t

ガラスくず・コンクリート くず及び陶磁器くず	がれき類		
260 t	810 t	t	t

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組） ・特に実施していない		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（今後実施する予定の取組） ・実施予定なし		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0 t	0 t
（これまでに実施した取組） ・特に実施していない			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0 t	0 t
（今後実施する予定の取組） ・実施予定なし			

紙くず	木くず	繊維くず	金属くず
0 t	0 t	0 t	0 t

紙くず	木くず	繊維くず	金属くず
0 t	0 t	0 t	0 t

紙くず	木くず	繊維くず	金属くず
0 t	0 t	0 t	0 t
0 t	0 t	0 t	0 t

紙くず	木くず	繊維くず	金属くず
0 t	0 t	0 t	0 t
0 t	0 t	0 t	0 t

ガラスくず・コンクリート くず及び陶磁器くず	がれき類		
0 t	0 t	t	t

ガラスくず・コンクリート くず及び陶磁器くず	がれき類		
0 t	0 t	t	t

ガラスくず・コンクリート くず及び陶磁器くず	がれき類		
0 t	0 t	t	t
0 t	0 t	t	t

ガラスくず・コンクリート くず及び陶磁器くず	がれき類		
0 t	0 t	t	t
0 t	0 t	t	t

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組） ・特に実施していない		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（今後実施する予定の取組） ・実施予定なし		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類
	全処理委託量	0.97 t	97.35 t
	優良認定処理業者への処理委託量	0 t	61.92 t
	再生利用業者への処理委託量	0.97 t	97.00 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組） ・適切な処理を行える中間処理業者を選定し委託している		

木くず	木くず	繊維くず	金属くず
0 t	0 t	0 t	0 t

木くず	木くず	繊維くず	金属くず
0 t	0 t	0 t	0 t

紙くず	木くず	繊維くず	金属くず
88.31 t	116.25 t	0.16 t	49.46 t
75.14 t	0.55 t	0 t	42.431 t
88.31 t	116.25 t	0.16 t	49.46 t
0 t	0 t	0 t	0 t
0 t	0 t	0 t	0 t

ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	がれき類		
0 t	0 t	t	t

ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	がれき類		
0 t	0 t	t	t

ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	がれき類		
286.81 t	902.87 t	t	t
226.59 t	0.74 t	t	t
285.75 t	871.79 t	t	t
0 t	0 t	t	t
0 t	0 t	t	t

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類
	全処理委託量	0.8 t	87 t
	優良認定処理業者への処理委託量	0 t	50 t
	再生利用業者への処理委託量	0.8 t	85 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t
(今後実施する予定の取組)			
<ul style="list-style-type: none">・前年度の取組を維持する・優良認定業者への処理委託を積極的に行う			
※事務処理欄			

紙くず	木くず	繊維くず	金属くず
80 t	105 t	0.1 t	45 t
70 t	10 t	0 t	40 t
80 t	105 t	0.1 t	45 t
0 t	0 t	0 t	0 t
0 t	0 t	0 t	0 t

ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	がれき類		
260 t	810 t	t	t
200 t	10 t	t	t
255 t	790 t	t	t
0 t	0 t	t	t
0 t	0 t	t	t

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。